

## 事例研究～中国ビジネス法務

「容易に参入、事後管理厳しく」  
工商登記制度改革の概要

北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

2013年3月14日、第12期全国人民代表大会1回会議にて、「國務院機構改革・機能轉換案」が採択され、日系企業の皆さまにも密接に関わりのある工商登記制度改革もその一部として発表されました。今回の工商登記制度改革では主に、(1) 登録資本の登記制度の変更 (2) 審査の手順の変更—について規定が設けられることとなりました。以下簡単に解説します。

## 【二つの新たな規定と関連動向】

## (1) 登録資本の払込登記制から引受登記制への変更

「参入しやすいが、管理は厳しい」制度の実現を掲げ、今後、工商部門における払込資本の登記は不要とし、会社の引き受けた登録資本総額のみ登記すればよいこととなりました。また、出資検査報告書の提出は不要となりました。

## (2) 工商登記の事前審査認可から事後審査認可への変更

法律、行政法規および國務院の決定により事前認可が必要とされていた事項は、国家の安全、国民の生命、財産の安全などに関係しない限り、事前に主管部門で審査認可を得た後に工商登記を行う制度は廃止されました。これに代わり、会社が工商部門で登記を申請し、営業許可証を取得すれば一般的な生産経営活動に従事できることとなりました。ただし許認可の必要な生産経営活動に従事する場合、営業許可証と関連資料を持参して主管部門に認可を申請する必要があります。

これに続いて、國務院弁公庁は13年3月26日に『國務院機構改革・機能轉換案』業務を分担して実施することに関する通知を公布し、国家工商行政管理総局が当該業務を主導し、他の関係部門と連携する形で、13年6月末までに「登録資本払込登記制の引受登記制への変更」を行う予定です。また、13年9月末までに「許認可事項の事後審査認可への変更」について、実施案と関連する法律法規の改正を行うことが検討されています。

## 【今回の改革のポイント】

まず、今回の制度改革の目的は、会社の設立登記手続きを簡素化することで市場経済をさらに活性化することにあります。登録資本の引受登記制と「事後審査認可」が実施されるようになれば、外資系企業の設立審査認可、登記手続きは大幅に簡素化され、外国人投資家の対中投資により弾みがつくことが期待されます。

次に、これまでの登録資本の払込登記制と事前審査認可は、いずれも会社法、会社登記管理条例、中外合資経営企業法など外国人投資家の対中投資にかかる現行の法律、法規により定められた制度であるため、改革を実現するためには上述の一連の法律法規に対して体系的な改正が必要であろうと思われます。特に中外合資経営企業法などの外国人投資家の対中投資にかかる法律は、前回の改正から10年以上経過しており、各界から再度改正を求める声が非常に高まっていることから、今回の工商登記制度改革と連動して、それらの法律法規の改正が行われる可能性は高いと言えるでしょう。

最後に、今回の改革により企業が「容易に参入」できるようになることで、ペーパーカンパニーを設立して債権者などの市場取引主体の利益が損なわれる事態が発生することを極力避けるため、政府による企業設立後の「厳格な管理」がさらに強化されるようになることは間違いありません。具体的な措置として、例えば事後審査認可の厳格化や年度検査制度、引き受けた登録資本の範囲内における株主の責任追及制度、解散清算制度等の強化が考えられます。

このように、今回の工商登記制度改革は中国の現在の商法関連制度に対する大幅な調整に及び、日系企業にも極めて大きな影響を与えることが予想されることから、今後の動向に対しても引き続き注目するべきでしょう。